

規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成24年4月24日（火）9:57～10:33
2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（分科会長）、大室康一（分科会長代理）、大上二三雄、翁百合、
佐久間総一郎、各分科会委員
（事務局）宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、小村参事官
4. 議題：
（開 会）
（1）重点フォローアップ項目に関する指摘事項について
（2）第1ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）の進捗状況について
（閉 会）
5. 議事概要：

○岡分科会長 それでは、「規制・制度改革に関する分科会」を開会いたします。皆様方には御多忙中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、安念委員と川本委員は御欠席でございます。

本日は、議事次第にもありますとおり、前回に引き続きまして、重点フォローアップ項目に関する指摘事項について御議論いただいた後、第1ワーキンググループの進捗状況について報告いただく予定でございます。

それでは、議事に入ります。

まず、議題1の「重点フォローアップ項目に関する指摘事項について」です。この分科会で定めました重点フォローアップ項目につきまして、前回の分科会での御意見を踏まえ、指摘事項の案を作成いたしましたので、まず事務局より説明いたします。

それでは、まず農業分野から説明をお願いします。1項目ごとをお願いしたいと思います。

○小村参事官 説明の前に資料の取扱いなのですが、今日は重点の説明をさせていただいて、順次また整えさせていただきます。

最終的には、その他の項目についても整理させていただき、その時点までは資料については非公開の扱いとさせていただきたいというのがまず1点目であります。

もう一つは、政務の調整が未了ということでもありますので、最終的には政務と相談しまして、今後については整わせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そうしましたら、1つ目の案件で、「農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施」でございます。

これについては、指摘事項でございますが、4項目ございまして、資料の4ページ目でございます。

まず1つ目は、金融庁検査の結果についての公表というものをきちんとやったらどうかというお話がございましたので、これにつきまして、特に金融庁の方は「金融検査結果事例集」というものを公表しておりますので、他の農協が参照できるようにということで、農協に対する金融庁検査の結果についても同様に公表するというを指摘事項の1番目にしたいと思っております。

2つ目が3者要請検査、現在10強されているところなのですが、これらについては、農協の金融部門についての検査の必要性ということの理解として前提に考えているものでありますので、この指摘事項の2行目ですが、将来的には3者要請検査を全ての農協に対し5年に1回、これも金融検査のおおむねの頻度かなということで考えておりますが、実施することとし、それを踏まえて、平成24年度の検査件数の目標を設定するというのが2点目であります。これはすぐにという御意見もあろうかと思っておりますけれども、予算・体制等のお話もあるものですので、これらは将来的にはということを見据えながら、24年度の検査件数について設定していただくということかと思っております。

後段でございますけれども、「公認会計士監査の実施について」という部分でございますが、これは農水省の方からもお話がありましたとおり、監査についてはかなり先方も効果があるということで思っているようで、体制等の拡充を順次図っていくということかと思っておりますが、これらについての効果・結果についての検証を行っていただいて、結果の公表をしていただくというのが1つ目の指摘事項でございます。

2つ目でございますけれども、これらは幾らか進めた取組になりますが、中央会から独立した公認会計士による財務諸表等監査、これは独立の監査でございますけれども、これを実施の方向で、導入に向けた工程表を作成するというもの。

以上4点でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

今の点につきまして、御意見はございませんでしょうか。この指摘事項でよろしいのか、あるいはもう少し、何か追加するかということになると思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○大上委員 この最後の項目、公認会計士監査、独立監査の実施という部分ですが、これは書くことは非常にいいと思います。一步踏み込んだ、なるほどなということで。あとは文言だけ、もう少し踏み込むかどうかというところですが、例えばこれは、「できるだけ早期に」というのはいいんですが、「実施の方向で」というふうにあるものを、例えばもう「実施するために」というような言い方にする。それから、「導入に向けた工程表を作成する」

と、この「作成する」の前に、「速やかに」というような言葉を入れると。そういう修正をして、「平成 24 年度検討・結論」というのを、場合によっては上期という言葉まで入れると。それくらいまで踏み込んで示すという考え方もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡分科会長 ありがとうございます。

今の大上さんの御意見に対して、いかがですかね。

○大室分科会長代理 僕は賛成です。

○岡分科会長 賛成ですか。いいですか。

○大室分科会長代理 はい。

○岡分科会長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 これは当然、公認会計士が公認会計士の責任として、要は企業が公認会計士による検査を受けるのと同じキャパシティでやると、こういうことになるわけですね。

○大上委員 はい。

○佐久間委員 ということになると、これは当然、費用というのは下請けというよりか、一従業員でやっているものとは異なってくるんですね。

○大上委員 そうですね。

○佐久間委員 ですから、それだけの当然出費は覚悟する、こういうことですね。

○大上委員 そういうことですね。農協が年間数百万円から、場合によっては、規模の大きいところであれば数千万円ぐらいの費用がかかるかと思えますけれども、そのためのやっぱりチェックというものが必要であろうと。

○佐久間委員 分かりました。結構です。

○岡分科会長 それでは、今の大上委員の御意見を取り込んだ形でお願いできますか。

続きまして、次の項目をお願いします。

○小村参事官 「農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和」でございます。これについてはアンケート調査を実施していますという農水省からの御説明があり、調査対象として 5,000 ぐらい、内訳についても 5 ページに記載のとおりということでございます。

分科会の中の議論とすれば、全体でこうでしたという結論のみが示されるというよりは、きちんと属性別の結果の公表というところに重きを置いてきちんと整理したらどうかと考えておまして、実態調査の結果を速やかに取りまとめ、アンケート対象となった属性別結果を公表し、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から、現行の農業生産法人要件が適切かどうかについて検証し、結論を得るということで、引き続き上期措置ということで指摘してはどうかと考えております。

○岡分科会長 本件はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○岡分科会長 それでは、本件はこのとおりです。

それでは、次の農業委員会の在り方です。

○小村参事官 「農業委員会の在り方の見直し」でございます。

こちらについては、まず対処方針の方が前段の生産法人の話と違いまして、必ずしも調査を前提としたものではありませんので、早期との部分について、指摘をしたらいいのではないかということで、10 ページ目でございますけれども、実態調査の結果を速やかに取りまとめる。組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方について、ここは元の閣議決定そのままでございますけれども、検討に早期に着手し、結論を得るということで、これも平成 24 年度上期措置と指摘するというものでございます。

もう一つが、議論の中でもございました、8 ページ目の当日の質疑応答の中で、中段ぐらいにございますけれども、2 割について農業委員会交付金を言わばインセンティブ配分する制度がございますが、実績は 18 ぐらいの農業委員会を対象に 280 万ほどということでありまして、全体の 2 割相当額が 9 億 5,000 万ということでございますので、これをもっと有効活用していただくというのが一つの御意見かなと思っております。農業委員会交付金のうち、農業委員会の活動実績に応じて配分することができる 2 割について、活動実績に応じ、配分額をより拡大し、農業委員会活動のより一層の活性化を図る、ということではないかと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の医療の分野に入りたいと思います。

○小村参事官 引き続き、医療の分野でございます。11 ページ以降でございます。

「保険外併用療養の範囲拡大」ということで、14 ページでございます。3 点指摘をしております。

これは新たな仕組みを検討し、結論を得るというのが閣議決定の主要な箇所でございますが、これについて現在まで、考えてはありますが、まだ実施に至っていないというものでございますので、まずは、この新たな先進医療制度について、外部審査機関の整備等の所要の措置を講じ、早期に実施していただきたいというのが 1 つ目でございます。

2 つ目は、議論にもございましたけれども、今、この新たな制度というのが抗がん剤を中心とした医薬品の制度のみとなっておりますので、その他の、医療の部分についても拡大していただくということが必要かと思っております。対象拡大に向けた工程表を作成する。工程表については、進捗管理を行いつつ、定期的に公表する、という中身で指摘をしてはどうかというものでございます。

3点目が、議論の中でもございましたけれども、最終的に会議体を統合して手続を改めるということでお考えということですが、これらについての効率化とか重点化というものに本当に結び付いているのかという点について、定量的な数値目標を設定した上で検証を実施するという、さらに検証結果について定期的に公表する、こういった指摘をしてはどうかということ考えております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

本件はいかがでしょう。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 それでは、次に移ります。ICTの利活用でございます。

○小村参事官 ICTの部分、17ページ目が指摘事項となります。

議論にもございましたように、遠隔診療を受けた患者が速やかに処方箋を受け取ることができるというところが最もニーズとしてあるところでございますので、この部分を明示した上で整備をするということで、平成24年度検討、結論、措置ということで、1つ目でございます。

2つ目が、特定健診に基づく保健指導の部分でございますが、後段の部分の調査等でも当てはまる事案ではありますけれども、同じ調査をしていただくのであれば、広く効果検証を多面的に行っていただきたいという思いがございますので、このときに指導効果だけで、実際、受診率等についての評価は分かりませんというお答えだったのですが、指導効果だけに限定することなく、受診率等、多面的な評価を行い、検討に反映させるという指摘としてはいかがかと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

本件いかがですか。

どうぞ。

○佐久間委員 質問なのですけれども、この指摘事項、17ページのところで、「平成24年度検討、結論、措置」という書き方があるのですが、他のところで「24年度措置」という、「措置」だけしか書いていないところと、「検討、結論、措置」があるところの差というのは何か特別な意味があるのでしょうか。つまり、やらないということがあるので、「検討、結論、措置」と書いてあるのか。意味があるのであれば、その中身を教えていただければと思います。

○小村参事官 元々の15ページの対処方方針を御覧いただくと、「遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する」ということで、「処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論」ということになってございます。

これは23年度中の結論として、若干のレポートは出ているのですけれども、これにつ

いては厚労省の中で引き続き検討ということになっていまして、我々とすればこの時点で検討そのものも終えてないという認識でございますので、最終的には、この17ページの指摘事項の中で、検討以降の流れ、検討、結論、措置までの一連の流れをきちんとやっていただきたいということでこういう書きぶりとさせていただいているというものでございます。

○岡分科会長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 理解としては、処方箋を電子的に受け取れるように整備するという措置が取られるという理解でよろしいでしょうか、24年度内に。

○小村参事官 こちらの指摘の内容とすれば、そういう御理解で結構です。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○岡分科会長 他によろしいですか。

それでは、次のインターネット販売の方に移ります。

○小村参事官 インターネット販売ですけれども、21ページ目に4点で指摘をしております。

1つ目は、これらについて様々に、合理的な規制の在り方の検討を始め、幾つかの検証等について閣議決定で列記されておりますが、この閣議決定につきましては、検討・検証部分については、実はいつまでという時期が明確になってございません。これらについては非常に、安心・安全の部分ですが、慎重な検討を要するものとは思いますが、閣議決定部分はそのものも早期に結論を得る等のことになってございますので、この時点で最終的に結論を得るための工程表というものを作成いただいて、最終的にいつまでに検討を行うかというのを明示していただくとしてはどうかと思っております。

その際、特に、従来から経過措置ということで、通販等の継続購入者、離島居住者については、平成25年5月までで当該経過措置が切れるということでございますので、ここまでにきちんとした代替措置を講じていただくということを含め、工程の中に盛り込んでいただくということとしてはどうかというのが1点目でございます。

2点目は、実施状況や円滑供給への寄与度等の検証、あるいは副作用発生状況等の検証という部分についての調査・検証のやり方のお話であります。現在、個々の副作用の事例については、販路別の副作用の数等については把握しているものと思われませんが、最終的に販路・経路別の、状況に応じて副作用が発生したのかどうかという分析等については、当該、議論するに当たっての整理がなされていないのかなということで、そういう懸念が幾らか見受けられたと感じております。副作用を含めた安全性と販売方法の関連性を明らかにするための調査を実施する旨を指摘したいと思っております。その結果を踏まえ、所々の整理、結果の公表、調査を実施していくというのが2点目であります。

3点目が、その2点目の指摘と関連いたしますが、一般用医薬品の副作用に関する詳細な調査結果等を踏まえて、それに応じたりスク区分の見直し、二類と三類の部分ですね、これらについて行っていただきたいということであります。特にこの間、漢方製剤につい

ては従来と同様の考え方で、全て第二類という分類であったという報告も受けておりますので、そういう副作用に関する販路別手法との関係も整理した上で、生薬製剤及び漢方製剤も含めた一般用医薬品全体のリスク区分について、見直しを実施していただきたいという旨、指摘してはどうかと考えております。

あと、同様に、この議論の中で必ず問題として指摘されます偽薬の部分について、その流通防止についてのものについては、当該議論と併せてといいますか、ここの部分については、これはこれとして整理をいただくということで、規制の在り方・見直しについて検討を行い、結論を得るという一節を入れてはどうかと考えております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

この指摘事項の第1項目の工程表を公表するというのは、上期で実施ということによろしいわけですね。そういうように、これは読んでよいわけですね。

○小村参事官 はい。そこまでやってくださいということです。

○岡分科会長 そうですね。上期に、そこまでやってくださいということですね。

○小村参事官 上期で全部整理してくださいというのではなく、何年までにやりますということを上期に整理をして、公表までやってくださいというのがこの趣旨です。

○岡分科会長 どうぞ。

○翁委員 22 ページの上の5行目のところですが、その結果を踏まえ、一般用医薬品の販売規制の見直しに反映させるために整理、結果を公表する、というふうになっていきますけれども、整理の結果を公表して一般用医薬品の販売規制の見直しに反映させるというところまでは踏み込めないのでしょうか。

○小村参事官 今の御意見で、直したいと思います。

○岡分科会長 公表が目的ではなくて、反映させることを目標に公表させるのですね。

どうぞ。

○佐久間委員 この偽薬のところの、これは書き方の問題だと思うのですが、「検討を行い、結論を得る」という、この結論を得るのは24年度中でなくてもいいという意味で、ここに「24年度検討開始」と書いてあるのか。やはり、24年度内に検討して結論を得るということであれば、そういうふうを書くべきではないかと思いますが。

○小村参事官 ここについては、期限を実は付していない書き方になっております。ですから、期限をきちんと書く必要があるということであれば、訂正することとしたいと思えます。

○岡分科会長 ここは突っ込んで検討・結論までというのが佐久間委員の御意見ですね。

○佐久間委員 はい。24年度検討開始というのは、結局、25年の3月31日に検討開始すればいいという意味になりますので、ちょっとそれは違うのかなというところなので、もう少し何か積極的な意味合いが出ればなということでございます。

○岡分科会長 ここは24年度検討・結論、少なくとも結論までは出してもらおうということ

で指摘してはどうかということですね。

○佐久間委員 はい。

○小村参事官 では、そのように修正します。

○岡分科会長 他はよろしいですか。

どうぞ。

○大室分科会長代理 もう少し強く打ち出すという今の結論でこの分科会としてはいいと思いますが、これから折衝があるわけですね。

○小村参事官 そうですね。

○大室分科会長代理 そういう意味では少し強く具体的に打ち出した方が折衝しやすいのではないかと思います。

○小村参事官 仮に先方からいろいろあったとしても、きちんと最終的な、期限を切っていくというのが今回の考え方であるということによってやっていきたいと思います。

○岡分科会長 それでは、4項目目の指摘事項のところは、「24年度検討・結論」ということで指摘したいと思います。

次に、訪問看護ステーションの方をお願いします。

○小村参事官 「訪問看護ステーションの開業要件の見直し」の部分、24ページ目でございます。これについては、現在、被災地での状況も見てということでございますけれども、被災地の状況というのは幾らか特異な部分がございますし、被災地の状況を基本に全て全国展開のものについて判断するというのもいかがかという御意見もありましたので、特例措置の実施・検証を踏まえつつ、全国展開を視野に入れて検討し、結論を得るという内容とさせていただきます。

その際、どのような仕組みがあれば、一人でも安心・安全な訪問看護サービスを提供できるかという視点が重要であるということでございますので、この点を留意するという記載としております。

また、元々の閣議決定の内容につきまして、平成23年度検討・結論ということで、最終的に結論部まで期限が入った閣議決定となっておりますので、今般、特例措置の延長という状況にございますけれども、これについても1年遅らせて、平成24年度検討・結論という、結論部分については変わらず記載をしたいと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

本件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 それでは、ドラッグラグ、デバイスラグの方に行きます。

○小村参事官 「ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消」の部分ですが、29ページ目になります。

指摘の1つ目については、これは人員体制の問題の一つのネックが就業規則の部分にな

ってございまして、薬害の関係等からかなり厳格な手続をとってございますが、それについて、退職後の再就職制限及び採用後の従事制限について、産・官・学の人材流動化を促進する観点からの見直しを検討し、結論を得るということを指摘してはいかがかと思っております。

2つ目が、事前評価相談制度あるいは薬事戦略相談というものを使って、手続の言わば前段階からきちんとコミュニケーションをとることによって、審査期間全体を短縮し、相応な効果が出ているという報告がございましたので、これは更なる取組ということで、一段高い取組でございますが、個別審査ごと、いつまでに審査を完了するという審査期限を申請受理時に明示する制度、そういったものを創設してはどうかということでございます。

イメージとして思っておりますのが、FDAなどでは6か月という期限を付しておるところでございますので、次の手続とすれば、個別審査ごとではございますけれども、明示していくということがよろしいのではないかとということでございます。

あと、最後でございますが、コンパッショネート・ユースについてです。これについては、手続の工程については幾らか不明確かなと思っております。ここについては工程表を作成して、その内容について適宜公表していくということとしたいと思っております。

以上です。

○岡分科会長 本件はいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 それでは、次に再生医療の方をお願いします。

○小村参事官 「再生医療の推進」でございます。31 ページ目の一番最後でございます。

これについては、具体的に進めていく中で一番有益なものというのはガイドラインの策定と思っております。ガイドラインの策定について、具体的にはという数項目を例示させていただいて、策定計画を作成し、公表するというところで、平成24年度措置ということで指摘してはどうかと思っております。

以上です。

○岡分科会長 本件はいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 それでは、重点項目につきましては皆さんの御意見を反映した形で、指摘事項としての取りまとめをさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして議題の2でございますが、第1ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）の進捗状況につきまして、事務局から説明願います。

○小村参事官 この後、大室委員からもコメントを頂きたいと思っておりますが、私から事務的に御連絡申し上げます。

資料2でございますけれども、こちらの方、今、第1WGの方で検討して、改革案とし

て示して、府省と協議に入っているということです。今、文書で先方に協議をしております。

今回、復旧・復興／日本再生ということで、日本再生部分で言いますと、新成長の産業の部分であるとか、あと、経済連携に関する非関税措置の部分に取り組んでおりまして、あと、復旧・復興について言えば、物流等々の部分でやっております。

かなり項目数の多いもので、ちょっと御紹介しますと、医療機器の分野について7項目ぐらい掲げて、これまで医薬品と一緒に規制改革を進めてきたわけですが、ここについて抜き出して今回やっていこうということでやっております。

医薬品の分野の残りで行きますと、ワクチンの部分です。これも不活化ポリオの話等々、近時、新聞でございますけれども、こういった分野で、問題意識を持ってやらせていただいております。

あとは、項目数として多いもので行きますと、航空分野、LCC等の参入に伴って、国外のエアラインとの競争力確保という観点から、日本独自の規制について国際標準化を図っていくという必要があると思っております、こういったところをやっております。

あと、まちづくりであるとか、物流であるとか、今回、雇用ということで、一番最後に専門26業務、派遣の部分、こういったものも取り組ませていただいております。

事務局からは以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

本件につきまして、主担当の大室さんの方から御意見がございましたら、お願いいたします。

○大室分科会長代理 皆さん熱心に御意見いただきまして、日本再生関係では、産業の成長分野の中で、特に医療機器という分野について、7項目注目して取り上げさせていただきました。

医療機器分野については、薬事法で、薬と一緒に規定されておりますが、今回の議論では、この医療機器分野は別に法律をつくって、今後の成長分野として捉えて、もう少しゆるやかな日本のメーカーも参入できるような形にしていきたいというのが一つの趣旨です。そのため、いわゆる法規制の問題、審査のスピード感の問題、この辺を規制緩和によって改革していこうということがここでは命題になっています。

また閉ざされた中で、海外との評価の問題等については、なるだけグローバルスタンダードに合わせたような形にしていきたいという趣旨です。これはコンテナ輸送の問題だとか食品添加物の問題ともつながってきています。

もう一つは、航空分野についても、LCCなど新しい参入があるということと、それから日本独自の基準で、非常にその部分が使いにくいとか、海外から来るときも、出ていくにも、非常に重荷になっているような部分については規制緩和をしていったらどうかというのが大きな流れです。

そういう意味では、事業的な成長分野についてはなるだけ規制緩和により新規参入を図

って、それによって日本再生につなげられるような形に持っていきたいという思想でまとめてみました。そういう流れから、今回の改革案についても、何々に向けてとか、方向性をはっきりさせたような形で改革案というものを打ち出させていただきました。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

ただいまの第1WGの進捗状況につきまして、御意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

大上さん、どうぞ。

○大上委員 まず、航空分野における規制・制度改革ということで、これは航空局から上がったテーマをそれぞれ、他の、総務省を中心にしたところで対応いただくというテーマで挙げてあるのですけれども、これについては航空局の方も非常に熱意を持って自らの改革をやっていますので、是非、こちらの方の他省庁関係のものも何とか実現できるように御尽力願いたいということが要望であります。

それから、もう一つは質問ですが、第1WG全体を通して、当局と事業者等関係者を呼んで、合同で議論する。一度、私も実は参加しまして、大変、そのやり方は活気があるといえますか、EUの通商代表が出てきて、やたらEUの論理を振り回した姿を見て、改めて、この人たちはこんな感じはずっとやっているのだななどというのが分かった。そういうことも含めて、仕分けという劇場型手法が果たして、この規制・制度改革という分野になじむかどうかということには疑問は感じるのですが、そのような当事者を集めて、一堂に会して議論をして、何か落としどころを探していくと。こういった手法について、今回採用されて、どのように評価されているか、御意見を伺いたいのですが。

○大室分科会長代理 僕は、昔はもっと役所と業界というのは比較的近かったといえますか、議論がもっとできていたのではないかと思うのです。それが、倫理法の問題とかいろいろあるのかもしれませんが、何か日本の社会そのものがどちらかといえますと官と民とか、すごくしゅん別されてしまったような感じがありまして、直接話し、問題点を直接ぶつけ合うということが少なくなってきた気がしていたのですが、今回の直接、業界側からの話、それから、受け取る側での反論といえますか、考え方といえますか、お互いに同一の場で議論することで、かなり理解が進んだ印象を私は持っております。

こういう直接いろんな考え方をぶつけ合うという手法は、年中、事業仕分けみたいに全部やるかどうかは別として、こういう規制改革の在り方の議論においては有効な手段の一つになり得るのではないかなという印象を私は受けました。

○岡分科会長 どうぞ。

○大上委員 今の見解を伺いまして、大変私も共感するところ大です。というのは、国土交通省における航空分野の規制に関する議論の場において、やはり昨年12月から、事業者と規制当局、それから、事務方と委員というような四者の協議の場をずっとつくってやってまいった感想で言いますと、初めは相互に非常に戸惑いが大きくて、そんなことを言

っていいのかとか、私たちはこんなことを言われる筋合いはないぞというような、非常にアウェー的な雰囲気があったのですが、2回、3回と繰り返すうちに非常に情報の交流が良くなって、建設的になってまいりまして、最後の4回目辺りになれば、本当にこれは良かったと、何かお互いに、涙は流さないのですが、握手をして喜ぶ。それで実際、かなり規制・制度の改革としては上筋な、制度そのものの根幹ですね、例えば整備士の認定だとか操縦士の認定、そういうところまで踏み込んだところまで議論として踏み込みました。こういうやり方をもっといろんな各省庁の、特に技術規制の分野ですね。そこに導入していくと。そういうことを是非、この委員会として何らかの形で最終報告書の中で提言してはいかがかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○岡分科会長 ありがとうございます。

今のお二人のやり取りは、御意見として承っておきます。

それでは、以上をもちまして分科会を終了したいと思います。事務局から次回の案内をお願いいたします。

○小村参事官 次回の分科会につきましては、詳細につきまして改めて事務局から御連絡申し上げます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、これをもって分科会を終了させていただきます。お忙しいところ、今日はお集まりをいただきましてありがとうございました。